

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

公表日

令和5年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、各種申請書、届出書の受理、被保険者証等の発行及び保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の受理に係る確認等 ②被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付 ③保険給付に関する照会等における情報照会、回答 ④保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに内閣府・総務省令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第80項、第83項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第43条 ・別表第二の第83項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第82項 ・別表第二の第82項に係る主務省令は未公布
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①資格・給付 町民生活課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係
②所属長の役職名	①町民生活課長 ②税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	①町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	I－1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り 対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、各種申請書、届出書の受理、被保険者証等の発行及び保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の受理に係る確認等 ②被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付 ③保険給付に関する照会等における情報照会、回答 ④保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	事後	
令和1年12月27日	I－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに内閣府・総務省令第46条	番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号の第46条	事後	
令和1年12月27日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和1年12月27日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第83項 並びに内閣府・総務省令 ・別表第二の第83項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第81項 ・別表第二の第81項に係る主務省令は未公布	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第80項、第83項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第43条 ・別表第二の第83項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第82項 ・別表第二の第82項に係る主務省令は未公布	事後	
令和1年12月27日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	町民課国保年金係	①資格・給付 町民課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係	事後	
令和1年12月27日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 渡辺 文昭	①町民課長 ②税務課長	事後	
令和1年12月27日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	町民課国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446	①町民課国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	事後	
令和3年2月15日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	①資格・給付 町民課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係	①資格・給付 町民生活課国保年金係 ②保険料 税務課住民税係	事後	
令和3年2月15日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	①町民課長 ②税務課長	①町民生活課長 ②税務課長	事後	
令和3年2月15日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①町民課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	①町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 ②税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	事後	